

2 支援決定基準

機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者であって、事業再生を図ろうとするものに対し、その支援を行います。

支援決定にあたっては、以下の全てを満たす必要があります。

- ①有用な経営資源を有していること。
- ②過大な債務を負っていること。
- ③申込みに当たり、以下のいずれかを満たすこと。
 - ・主要債権者との連名による申込みであること。
 - ・事業再生に必要な投融資等を受けられる見込みがある、若しくは、主要債権者から事業再生計画への同意を得られる見込みがあること。
- ④3年以内に「生産性向上基準」（注1）及び「財務健全化基準」（注2）を満たすことが見込まれること。

（注1）「生産性向上基準」：以下のいずれかを満たすことが必要。

- ・自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上
- ・有形固定資産回転率が5%以上向上
- ・従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上
- ・上記に相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

（注2）「財務健全化基準」：以下のいずれも満たすことが必要。

- ・有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内
（キャッシュフロー＝留保利益＋減価償却費＋引当金増減）
- ・経常収入が経常支出を上回ること

※「支援基準」の全文は、機構HP（<http://www.etic-j.co.jp>）を参照。

- ⑤機構が債権買取り又は出資を行う場合、支援決定から3年以内に当該債権又は株式等の処分が可能であること。

- ⑥機構が出資を行う場合、必要不可欠性、出資比率に応じたガバナンスの発揮、スポンサー等の協調投資等の見込み、回収の見込み等を満たすこと。

- ⑦労働組合等と話し合いを行うこと。